

緊急事態宣言解除後の雇用確保に向けた緊急要望書

京都府内の雇用情勢は、一部に持ち直しの動きが見られるものの、求職者が依然として高水準にあり、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響については、引き続き注意を要する状態にあります。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、世界的な原油高、半導体不足等による影響などにより、京都経済も大きな打撃を受けております。

京都府でも、緊急事態宣言が解除され、ワクチン接種が進み、今後は、感染防止対策を講じながら社会経済活動を進めていくこととしております。

こうした状況も踏まえ、コロナ禍の影響が顕著に現れている非正規雇用労働者等、立場の弱い方々への継続的な支援、POSTコロナ社会を見据えた失業なき労働移動支援やDX社会に対応した人材育成体制の構築などの取組を、京都府及び京都市の行政と、経済団体、労働団体が力を合わせたオール京都体制で、これまで以上に強力に推進していけるよう、下記のとおり要望します。

記

1 雇用創出のための基金制度の創設

- ・ 地方の雇用不安を払拭するため、仕事づくり（緊急雇用創出）事業が実施できるよう、失業者に加えて、在職者に対する地方公共団体独自の支援策も対象とした上で、年度をまたいで柔軟に運用でき、リーマンショック時を上回る規模の基金制度を創設すること。
- ・ また、POSTコロナ社会を見据えたデジタルトランスフォーメーション（DX）など近未来技術を支える高度プロフェッショナル人材を育成する雇用創出事業についても基金制度の対象とすること。

2 地域経済と雇用情勢を踏まえた雇用調整助成金の特例措置等の延長及び休業支援金・給付金制度の運用等

- ・ 雇用調整助成金の特例措置について、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の度重なる発出と長期化の影響が続いていることを踏まえ、現行の助成内容を更に延長すること。

また、地域によって支援に差が生じないよう、緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置区域以外も含め、全国において業種や業況等に関わらず公平な特例措置を行うとともに、令和3年5月以降の縮減については縮減前の水準までの遡及適用を行うこと。

今後、雇用調整助成金の特例措置の段階的な縮減を検討する際は、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、地方公共団体の意見を十分聞いた上で行うこと。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、対象期間の延長を図るとともに、学生や女性を含めた非正規雇用労働者に対して制度の活用に向けた周知を徹底するとともに、申請に関するサポート体制を整備すること。
- ・ 感染・濃厚接触により外出自粛の要請を受けた場合やワクチン接種の副

反応が大きく出た場合に休業することになった事業主や非正規雇用の方など、休業支援を受けられない方に対して、一定額の助成を行う等の支援策を講じること。

- ・ 特定求職者雇用開発助成金について、就職氷河期世代支援コースに準じて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、失業した労働者や、令和4年春に向けた就職において正規雇用の機会を逃した新規学卒者等を積極的に正規雇用として雇い入れる事業主に助成する新たなコースを創設すること。
- ・ 非正規雇用労働者や派遣労働者、企業・団体に属さないフリーランス等不安定な立場にある方への支援措置などセーフティネットを充実すること。

3 産業雇用安定助成金の支援内容の拡充等

- ・ 出向による新たな分野への円滑な労働移動を支援する産業雇用安定助成金については、出向元・出向先事業主が行う申請手続きの簡略化や、助成額や上限額の引き上げ、高齢従業員や障害のある従業員など弱い立場の者が待遇上の不利益を被らないよう配慮を施すほか、人材育成や組織活性化支援等を目的とした出向も対象にするなど、支援内容を拡充すること。

4 地方公共団体が講じる対策への支援

- ・ コロナ禍の影響によって離職を余儀なくされた人材を、今後の成長が見込まれる成長産業や建設業等の人手不足業界へと労働シフトを図り、失業なき労働移動を推進するほか、高齢者や障害者等ダイバーシティ人材の労働力の強化、U I J ターンとの連携によるテレワークの推進等の多様な働き方の推進、DX、脱炭素、ライフサイエンス等、これからの中長期ニーズに対応した人材の育成等、「人づくり」と「産業づくり」を一体的に推進する京都府の取組について、「地域活性化雇用創造プロジェクト」において採択していただきたい。
- ・ テレワークの推進は、企業の成長や働き方改革につながることに加え、働く地域が限定されないことから新たに人材を確保できる働き方にもつながるとともに、特にサテライトオフィスは、人口の減少をはじめとする社会情勢の変化に対応し、地域社会の活力の向上と持続的発展につながることから、テレワークを活用した地域創生を推進する地方公共団体の取組について、十分な財政措置を講じること。
- ・ 企業の採用マインドを向上させるとともに、学生と企業との早い段階からの有償インターンシップをはじめとするマッチング機会を積極的に創出するなど、地方公共団体の新規学卒者等の就職支援のための取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- ・ 出向のみならず、労働移動に繋がる手段として、兼業や副業によるマッチングを促進する地方公共団体独自の取組についても、財政的な支援を講じること。

5 職業能力開発促進策等の一層の充実・強化

- ・ 現下の雇用情勢を踏まえ、労働者の新たなスキルの取得といった職業能力開発促進策等の一層の充実・強化を講じ、人手不足や成長分野への労働力移動を図るとともに、新規学卒者をはじめ、女性、障害者、定住外国人などそれぞれの状況・特性に応じた実効性のある雇用対策を講じること。

令和3年11月24日

内閣府特命担当大臣（地方創生、少子化対策、男女共同参画） 野田 聖子 様
まち・ひと・しごと創生担当大臣 若宮 健嗣 様

一般社団法人京都経営者協会会長 小畠 英明

日本労働組合総連合会京都府連合会会長 廣岡 和晃

京都府知事 西脇 隆俊

京都市長 門川 大作